



流山市監査委員告示第15号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市議会議長及び流山市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年11月29日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流都第188号
平成30年10月16日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）
平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日・流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
都市計画部 都市計画課	指摘 (3)	窓口で現金を収入しているものの、入金までに日数を要しているものがあつた。規則に基づく適正な事務手続を求める。	業務開始の際、収支日計表に決裁することとし、収入がある場合は、速やかに調定票を起票し、持ち回りで決裁をもらい、売り上げの翌日には銀行に入金するよう改めている。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。